

重要事項説明書

当事業所はご利用者様に対して、児童福祉法等の趣旨にしたがい、保育を実施および提供します。事業所の概要や提供される保育サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

《1》 事業者	2 page
《2》 事業の目的・運営方針	2 page
《3》 保育所の概要	3 page
《4》 開所日・開所時間及び休所日	4 page
《5》 施設の概要	4 page
《6》 職員の体制	4 page
《7》 年間行事予定	5 page
《8》 毎日の保育の流れ	5 page
《9》 給食・おやつなどについて	6 page
《10》 保育所と保護者の連絡について	6 page
《11》 保護者の方が用意するもの	6 page
《12》 保護者会について	7 page
《13》 運営委員会について	7 page
《14》 健康診断等について	7 page
《15》 料金について	7 page
《16》 支払方法について	8 page
《17》 入園時に必要な書類等	8 page
《18》 契約に関すること	9 page
《19》 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと	10 page
《20》 虐待などの禁止	10 page
《21》 賠償責任保険の加入	10 page
《22》 緊急時の対応方法	11 page
《23》 非常災害時の対策	11 page
《24》 保育内容に関する相談・苦情	11 page

本書面に基づき重要事項の説明を行います。

説明者職名・氏名

施設長

若林 有美

⑧

1.事業者

名称	株式会社グローバルキッズ
本社所在地	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
代表者氏名	代表取締役社長 石橋 宜忠
設立	平成18年5月23日
事業内容	1.保育施設の運営 2.ベビーシッターの養成と派遣 3.公共施設での託児サービス 4.開園希望者へのコンサルティング実施 5.前各号に付帯する一切の事業
ホームページ	http://www.gkids.co.jp

2.事業の目的・運営方針

企業理念	『子ども達の未来のために』
保育理念	『豊かに生きる力を育てる』
保育目標	1. 元気でたくましい子ども 2. 自分で考える子ども 3. 思いやりのある子ども 4. 明るくのびのびとした子ども
保育方針	1. 子どもを中心に据え、家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して、人や物との関わりを大切にする。 2. 子どもの安心と安全を基本として、自ら伸びる力を大切にし、成長と個性に応じた多様性のある保育をする。 3. 子どもの目線で、豊かな愛情をもって、一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。

3 保育所の概要

名 称	グローバルキッズ雑色園		
所在地	東京都大田区仲六郷2-43-11		
認証年月日	平成30年4月1日		
電話番号	03-6715-7616		
施設長名	若林 有美		
入 所 定 員 (定期利用保育)	6 名		
(年齢別)	<table border="1"> <tr> <td>1歳・2歳</td> </tr> <tr> <td>6名</td> </tr> </table>	1歳・2歳	6名
1歳・2歳			
6名			
入園資格	1歳児～就学前		
職員数	6.職員体制に記載		
取扱う保育事業の 種類	月極保育、延長保育、一時保育		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。		
第三者評価の 概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を定期的に受審します。その結果を情報公開します。		
職員への研修の 実施状況	職場内訓練やグループ園への研修などを積極的に行い、外部研修にも定期的に参加させ、保育の質を向上させるため職員のスキルアップに努めております。		
嘱託医及び 委託内容	氏名： 森岡 新 森岡小児科医院 住所 大田区西六郷1-19-15 電話番号 03-3738-5918 年2回、嘱託医による健康診断を実施します。		

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。

4.開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで		
開所時間	7:30 から	20:30 まで	
	うち定期利用保育利用時間	8:00 から	18:00 まで
休所日	日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日までの年末年始		

5.施設の概要

敷地面積	—		
建物	軽量鉄骨造平屋建 うち保育所使用面積 359.55 m ²		
施設の内容	乳児室・ほふく室	1 部屋	面積: 30.04 m ²
	保育室・遊戯室	3 部屋	面積: 89.25 m ²
	調理室	1 部屋	面積: 19.87 m ²
	医務室	1 部屋	面積: 2.9 m ²
	定期利用保育室	1 部屋	面積: 47.56 m ²
	幼児用トイレ	12個 うち 大 7個	小 5個
設備の種類	—		
安全 保 障	乳幼児賠償責任保険加入		
そ の 他	—		

6.職員体制

開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、保育士が2名以上で保育に当たります。

大田区一時保育事業実施要綱の規定に従い、保育士を2名配置します。

7.年間行事予定

月	内容
4月	入園式
5月	春の健康診断・子どもの日
6月	虫歯予防
7月	プール開き・七夕・夏祭り
8月	プール閉い
9月	敬老の日・引渡し訓練
10月	運動会
11月	秋の健康診断
12月	クリスマス会
1月	新年子ども会
2月	節分
3月	ひなまつり・進級の会・卒園の会

※「年間行事」は状況により日程等変更になる場合がございます。都度ご案内させていただきます。

8.毎日の保育の流れ

(1)1日の過ごし方(例)

時間	内容
8:00	登園開始・視診・検温・自由遊び
9:30	片付け・手洗い
9:40	朝の会(歌、挨拶、手遊び)・おやつ
10:10	戸外散歩
11:00	手洗い・昼食・歯みがき
11:50	着替え
12:20	午睡開始
14:50	目覚め・検温
15:20	手洗い・おやつ
15:50	降園開始・自由遊び・散歩
17:00	歌・絵本・リズム体操・手遊び
18:00	降園

※「1日の過ごし方」は子ども達の事を考慮し、変更となる場合があります。

9.給食・おやつなどについて

昼食・おやつ	献立表は栄養士が作成し、保護者様の方へは、前月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー食について	<p>○新入園児面談の際に「食物アレルギー」の有無を確認させていただきます。</p> <p>○医師の診断のもと、原因食材の完全除去の対応をおこないます。</p> <p>・当保育所では、医師の診断により摂取が可能とされ、家庭でも摂取を行っている食材に関しては、保護者様からの依頼のうえ園にて提供が可能な場合、提供を行います。除去対応は、本来成長期に必要な栄養素を除去する医療行為にあたるため、必ず、医師から「食物アレルギー生活管理表」を提出していただきます。（※所在行政にて提出書類名が違う場合がございます）</p> <p>・月1回、保護者様に献立内容を確認いただき、献立で使用する食材からアレルギーの原因となる食材を除去し提供いたします。</p> <p>○当保育所では食材の別購入での代替えは行いません。</p> <p>・給食での除去食の提供ができかねるとき(アレルゲンの種類が多い場合やアレルゲンとなる食材を除いて調理することが困難な場合等)は、お弁当の持参となります。</p> <p>○当保育所では、半年毎に保護者様と面談のうえ食物アレルギー対応の見直しをいたします。</p>
衛生管理等	<p>集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。</p> <p>調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。</p>

10.保育所と保護者の連絡について

連絡帳

園児の生活状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、園側はもちろんですが、保護者様もご家庭での様子をできるだけ詳細にご記入をお願いします。24時間サイクルでお子様を捉え育んでいきましょう。

園だより

月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

お知らせの掲示

玄関の掲示板にお知らせを掲示することもあります。登降園の際にはご確認をお願いします。

11.保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの (例) 布団カバー等
- (2) 毎日持参するもの (例) タオル、エプロン、着替え等

※詳しくは別紙持ち物リストをご参照ください。

12.保護者会について

園児の健やかな成長を相互に確認し合い、よりよい育ちにつなげていくために、年に2回開催予定です。園からは日々の保育の様子、行事やできごと、運営委員会の内容等をお知らせします。また、保護者様のご意見もいただく場とします。

13.運営委員会について

年に2回、開催予定です。各クラスの保護者代表者と外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者が様々な内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を展開していくために開催いたします。

14.健康診断等について

嘱託医による健康診断を年2回実施します。健診の結果については、児童票に記入し、個別に結果をお知らせします。身体測定は毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票及び連絡帳に記入、成長の確認をしています。

15.料金について

□保育料

週5日(月～金) 昼食・おやつ含む	8時間		1歳	2歳			
	9時間		¥40,000	¥40,000			
	10時間		¥44,200	¥44,200			
週6日(月～土) 昼食・おやつ含む	8時間		1歳	2歳			
	9時間		¥48,400	¥48,400			
	10時間		¥45,200	¥45,200			
10時間		¥49,450	¥49,450				
10時間		¥53,650	¥53,650				
日額料金	1日4時間以上8時間未満 ¥2,200 /1日 ※ご利用の申し込み受付は希望日前日の正午です。 ※定員によりお受けできない場合もございます。						
ご利用(契約)時間を超過した場合	契約に定める時間を1分でも超えた場合は以下の料金を頂戴します。 平日: 10分毎に110円 土曜: 10分毎に325円						
特記事項	・保育料は「大田区一時保育実施要綱」の定めにて、日額制の場合1日(8時間まで)当たり2,200円を上限とされています。 ・保育料は「大田区一時保育実施要綱」の定めにて、月額制の場合1日8時間及び1月160時間まで)当り44,000円を上限とされています。						

16.支払方法について

ゆうちょ銀行口座による引落し

ゆうちょ銀行の「自動払込」をお申込みいただき、指定のゆうちょ銀行口座より引落としとなります。

引落日

当月分の料金の引落し日は毎月25日(休祭日の場合は翌営業日)、残高不足等による引落とし不能の場合の再引落日は毎月末日(休祭日の場合は翌営業日)となります。

料金未納の場合のお振込先

引落しにより料金がいただけなかった場合はお振込みにてお支払いいただきます。

振込先	<p>【ゆうちょ銀行からの振込の場合】</p> <p>記号: 10150 番号: 80626551</p> <p>口座名義: グローバルキッズゾウシキエン</p> <p>【銀行口座からの振込の場合】</p> <p>店名: 〇一八(ゼロイチハチ) 店番: 018</p> <p>預金種目: 普通預金 口座番号 8062655</p> <p>口座名義: グローバルキッズゾウシキエン</p>
-----	---

17.入園時に必要な書類等

入園手続き時および入園までに下記が必要となります。

チェック

- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| ① 印鑑 ※認印(シャチハタ不可) 契約書類等にご捺印いただきます。 | <input type="checkbox"/> |
| ② 保育申込書 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 保育委託契約書 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 自動払込利用申請書 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 住民票の写し、外国人登録済証明書(世帯全員分)の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 健康診断書(児童票の用紙) | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 健康保険証および乳幼児医療証の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 同意書 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 児童票 | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 母子手帳(写し) | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ 緊急連絡カード | <input type="checkbox"/> |
| ⑫ 子どものスナップ写真 | <input type="checkbox"/> |
| ⑬ 健康診断受診領収書 | <input type="checkbox"/> |

18. 契約に関すること

□契約期間と更新について（保育委託契約書 第2条）

契約期間の満了（終了）は、契約開始年月日の属する年度末日までとします。

契約の更新は契約満了日まで、再度契約の内容を確認した上で更新することとします。

□契約の解除に関する事項（保育委託契約書 第8条）

<p>契約期間中の退所</p>	<p>(申入れ方法) 保護者は、事業者に書面にて申し出ることにより中途退所(契約解除)することができます。退所日は月末の最終開所日とします。</p> <p>(申入れ期日) 書面による退所申入れの期限を当月15日(当日が休所日の場合は翌開所日)までとします。尚、前記期限に遅れ、事業者に退所の旨を届け出た場合には、次の支払い義務を負います。</p> <p>①退所当月16日から25日(当日が休所日の場合は翌開所日)までの間は、契約する月極保育料(保育委託契約書第6条①及び②に定める額)の半額に相当する金額。</p> <p>②退所当月26日以降に退所を申し出た場合、あるいは保護者が事前申し出なしに中途退所した場合には、契約する月極保育料(保育委託契約書第6条①及び②に定める額)に相当する金額。</p>
<p>保護者による契約解除</p>	<p>事業者が次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、契約を解除することができます。</p> <p>① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合 ② 事業者が守秘義務に反した場合 ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合 ④ 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合 ⑤ 事業者が破産した場合</p>
<p>事業者による申入れ</p>	<p>事業者は、閉所や休所などやむを得ない事情がある場合、保護者に対して、3ヶ月間の予告期間を置いて、理由を文書で明示ないしは口頭で説明した上で、契約を解除することができます。</p>
<p>事業者による契約解除</p>	<p>次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、契約を解除することができます。</p> <p>① 保護者が保育委託契約書第7条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払いの催告期間が経過しても支払わない場合 ② 保護者あるいは乳幼児が、事業者や保育所従業員又は他の利用者(保護者、乳幼児)に対して重大な背信行為を行った場合</p>

□契約内容の変更について

契約時間の変更や、時間の変更にもない契約保育料が変更となる場合は、覚書を取り交わします。

住所や氏名が変更になった場合も同様に覚書の取り交わしが必要となります。

□住所変更について

お引越等にてお住まいの市区町村が変わられる場合は、新しいご住所の住民票の写しをご提出いただきます。

19. 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと

登園前の体温等の確認	登園前には必ずお子様の体温や健康状態等の確認をお願いします。一般的な目安として、37.5℃以上の有熱の際は、お預かりができない場合があります。全身の状態を総合的に把握し、登園の判断をお願いします。 (37.5℃はウィルスが活動する目安となっています。)
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	欠席や遅刻の連絡は、朝9時までにご連絡ください。お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなります。その際は、補食の提供の有無も合わせて早めに園までご連絡ください。保護者様以外の方の送迎は、保護者様からご連絡の上、身分証明書(写真貼付)等をご提示ください。
園での体調不良	保育中に発熱・おう吐・下痢等の体調不良が見られた場合は連絡しますので、できるだけすみやかにお迎えに来ていただき、受診をお願いいたします。
感染症・投薬について	感染症にかかった場合は、登園許可書(園指定)を医師よりいただいでください。園での投薬については、原則お断りさせていただいています。但し、持病の方等、医師の指示の上、どうしても必要な場合には、園長まで個別にご相談ください。

20. 虐待などの禁止

●施設は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- (2)虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施。
- (3)その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置。

●職員は入所児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、

以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはなりません。

- (1)殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に侵害を与える行為。
- (2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5)食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6)入所児の年齢及び健康状態から必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7)乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8)施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9)性的な嫌がらせをすること。
- (10)当該入所児を無視すること。

●児童虐待防止法遵守

職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善をはかることとし、関係機関、市区町村に通報するものとします。

21. 賠償責任保険の加入

弊社の責任に帰すべき事由によりお子様に損害を与えた場合、賠償責任保険、傷害保険から加入限度内で保険金をお支払いいたします。なお、不可抗力による事故の場合等、保険金が支払われない場合がございます。

1事故につき 対人・対物	5億円
-----------------	-----

22.緊急時の対応方法

(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

囑託医	氏名	森岡 新	森岡小児科医院
	住所	大田区西六郷1-19-15	
	電話番号	03-3738-5918	
救急隊	管轄消防署	蒲田消防署	
	所在地	東京都大田区蒲田本町2-28-1	
	電話番号	03-3735-0119	
警察署	管轄警察署	蒲田警察署	
	所在地	東京都大田区蒲田本町2-3-3	
	電話番号	03-3731-0110	

23.非常災害時の対策

地震などで災害が発生した場合には指定の場所に避難することがあります。園では毎月避難訓練を実施するとともに、年に一度、保護者様も対象とし、避難場所でお子様を引き渡す(お引き取りいただく)訓練を実施しています。また、「災害時伝言ダイヤル171」を使った訓練や避難場所を示した「災害対策カード」などを用意して災害に備えています。

消防計画作成・届出	蒲田消防署 防火管理者 氏名 若林 有美
消防訓練	消防計画に基づく消火・通報および避難訓練を実施。
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯
避難場所	一時集合場所 大田区立東六郷小学校
	避難所 0
	避難場所 萩中公園

24.保育内容に関する相談・苦情

(1)相談・苦情担当

相談・苦情 受付担当者	氏名 若林 有美 役職 施設長 電話番号 03-6715-7616
相談・苦情 解決責任者	保育事業部 電話番号:0120-16-9686
第三者委員	氏名 八木 ゆかり(東京福祉専門学校 子ども保育福祉科 講師) 電話番号 080-5954-7519
	氏名 西原 優博(キッズラボ株式会社 代表取締役) 電話番号 090-1135-9437
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村 担当部課名	大田区 こども家庭部保育サービス課 所在地: 東京都大田区蒲田5-13-14 電話番号 03-5744-1277
---------------	--

以上

○● 保護者様記入欄 ●○

- | | | |
|--|----|--------------------------|
| 《1》 『事業者』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《2》 『事業の目的・運営方針』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《3》 『保育所の概要』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《4》 『開所日・開所時間及び休所日』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《5》 『施設の概要』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《6》 『職員の体制』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《7》 『年間行事予定』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《8》 『毎日の保育の流れ』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《9》 『給食・おやつなど』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《10》 『保育所と保護者の連絡』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《11》 『保護者の方が用意するもの』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《12》 『保護者会』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《13》 『運営委員会』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《14》 『健康診断等』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《15》 『料金』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《16》 『支払方法』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《17》 『入園時に必要な書類等』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《18》 『契約に関すること』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《19》 『保育所の御利用に際し留意していただきたいこと』を確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《20》 『虐待などの禁止』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《21》 『賠償責任保険の加入』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《22》 『緊急時の対応方法』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《23》 『非常災害時の対策』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |
| 《24》 『保育内容に関する相談・苦情の受付』について確認いただけましたか | はい | <input type="checkbox"/> |

以上、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意いたしました。

平成 年 月 日

園児氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)